

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 11 月 4 日 (水) 第 155 号 の 3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

公 告

○公募によらない指定管理者の候補者選定の公告

(観光課取扱い) 1

公 告

公募によらない指定管理者の候補者選定の公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第7条第1項の規定により、次のとおり公募によらず指定管理者の候補者を選定することとした。

令和 2 年 11 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称
鹿児島県桜島ビジターセンター（以下「ビジターセンター」という。）
- 2 公の施設の所在地
鹿児島市桜島横山町1722番地29
- 3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲
 - (1) ビジターセンターの施設，設備等の維持管理に関する業務
 - (2) ビジターセンターが所在する自然公園の自然及び人文に係る資料の展示及び解説に関する業務
 - (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか，ビジターセンターの管理に関して知事が必要と認める業務
- 4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
- 5 適用条文
鹿児島県公の施設に関する条例第 7 条第 1 項第 1 号